

◎新潟県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、妙高市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和元年6月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
妙高高原体育館	妙高市大字関川958番地	アリーナ	1,542.65	令和元年5月31日